

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案	令和3年前橋市条例第45号による改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、社会保険関係法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民票に記載されているもの(国民健康保険法第116条の2又は高齢者医療確保法第55条若しくは第55条の2の規定の適用を受ける被保険者にあつては、当該措置が採られた際に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載されていたもの)のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、同条第3項に規定する児童のうち現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているもの又は当該児童。<u>ただし、当該女子に対して所得税が課せられ、かつ、当該女子の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が令第7条に規定する額を超えるときは、当該世帯に属する全ての者を支給対象者から除き、当該児童に対して所得税が課せられ、かつ、当該児童の前年の所得が令第7条に規定する額を超えるときは、当該児童を支給対象者から除く。</u></p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、同条第3項に規定する児童のうち現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているもの又は当該児童。<u>ただし、当該男子に対して所得税が課せられ、かつ、当該男子の前年の所得が令第7条に規定する額を超えるときは、当該世帯に属する全ての者を支給対象者から除き、当該児童に対して所得税が課せられ、かつ、当該児童の前年の所得が令第7条に規定する額を超えるときは、当該児童を支給対象者から除く。</u></p> <p>(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。<u>ただし、当該児童に対して所得税が課せられ、かつ、当該児童の前年の所得が令第7条に規定する額を超えるときは、当該児童を支給対象者から除く。</u></p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、社会保険関係法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民票に記載されているもの(国民健康保険法第116条の2又は高齢者医療確保法第55条若しくは第55条の2の規定の適用を受ける被保険者にあつては、当該措置が採られた際に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載されていたもの)のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、同条第3項に規定する児童のうち現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているもの又は当該児童。<u>ただし、当該女子に対して所得税が課せられているときは、当該世帯に属する全ての者を支給対象者から除き、当該児童に対して所得税が課せられているときは、当該児童を支給対象者から除く。</u></p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、同条第3項に規定する児童のうち現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているもの又は当該児童。<u>ただし、当該男子に対して所得税が課せられているときは、当該世帯に属する全ての者を支給対象者から除き、当該児童に対して所得税が課せられているときは、当該児童を支給対象者から除く。</u></p> <p>(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。<u>ただし、当該児童に対して所得税が課せられているときは、当該児童を支給対象者から除く。</u></p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

(1)～(2) 省略

(3) 第1項第2号若しくは第3号又は前項各号のいずれか(同項第3号に該当する者にあつては、第1項第2号又は第3号に該当するものに限る。)に該当する者(次号において「重度心身障害者等」という。)のうち、前年の所得が令第7条に規定する額を超えるもの

(4) 省略

4 第1項第4号から第6号まで及び前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「合計額から8万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第2項第1号中「、第2号、第4号」とあるのは「から第4号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第2号中「第34条第1項第6号に規定する控除」とあるのは「第34条第1項第6号に規定する控除(同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

5 省略

附 則

1～6 省略

(支給対象者に係る特例)

7 当分の間、令和6年度以後における福祉医療費の支給に係る第3条第1項第4号から第6号までの規定の適用については、これらの規定中「所得税が課せられ」とあるのは、「所得税が課せられ(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法の規定により計算した場合、所得税が課せられないこととなるときを除く。)」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

(1)～(2) 省略

(3) 第1項第2号若しくは第3号又は前項各号のいずれか(同項第3号に該当する者にあつては、第1項第2号又は第3号に該当するものに限る。)に該当する者(次号において「重度心身障害者等」という。)のうち、前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。次号において同じ。)が令第7条に規定する額を超えるもの

(4) 省略

4 前項第3号に規定する所得の範囲については、令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法については、令第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「合計額から8万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第2項第1号中「、第2号、第4号」とあるのは「から第4号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第2号中「第34条第1項第6号に規定する控除」とあるのは「第34条第1項第6号に規定する控除(同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

5 省略

附 則

1～6 省略

(支給対象者に係る特例)

7 当分の間、平成24年度以後における福祉医療費の支給に係る第3条第1項第4号から第6号までの規定の適用については、これらの規定中「所得税が課せられているとき」とあるのは、「所得税が課せられているとき(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法の規定により計算した場合、所得税が課せられないこととなるときを除く。)」とする。